

7月は国民健康保険証や各種認定証の更新月です

国民健康保険・後期高齢者医療制度は、病気やけがをしたときに、誰もが安心して治療を受けられる保険制度です。適正に保険証や認定証の更新を行きましょう。

◎問い合わせ 保険年金課 ☎23-2127



市民の健康増進のため、認知症予防を図る市民限定無料サービス「スマイルみやこんじょ」を公開しています。

◎問い合わせ
デジタル統括課 ☎23-2156



脳トレ開発者の川島隆太博士が開発した「みやこんじょ脳トレ」。6種類のトレーニングゲームでは、次

物忘れやうつかりが心配ならみやこんじょ脳トレ



のような効果が期待できます。

- ・物忘れが気にならなくなる
- ・安全運転の維持、仕事や家事の効率がよくなる
- ・脳のパフォーマンス向上

このほか、トレーニングにより幅広い世代に効果が見込めます。

楽しいトレーニングが6種類！毎日実施すると、より効果的



脳トレ以外にもさまざまなサービスが充実

ビジネス書をはじめ、新刊やベストセラー、名著を一冊10分で読める本の要約サービス「flier」や、ビジネスから教養まで幅広い講座

Tokyo Marche ぎょうぎ gacco powered by F2Ggacco flier 読者のためのAI トレーナー プレバライズ

新しい保険証を7月下旬に郵送します

新しい保険証が届いたら、住所や氏名、生年月日を確認ください。8月1日以降に病院などを受診するときは、必ず新しい保険証を持参ください。

なお、不要となった保険証は処分するか、保険年金課または各総合支所地域生活課、各地区市民センターの窓口に戻してください。

【新しい保険証の有効期限】

- 国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）と後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、令和7年7月31日までの1年間です。ただし、次の人は、有効期限が異なりますのでご注意ください。
- ・69歳の人 70歳の誕生日の末日
 - ※1日生まれの人は誕生日の前日
 - ・74歳の人 75歳の誕生日の前日

各種認定証の更新

【国民健康保険】
次の①②の認定証の更新手続きを8月1日(木)から、保険年金課、各総合支所地域生活課、各地区市民センターで行います。なお、70歳未満で慢性腎不全の人を対象とする国民健康保険特定疾病療養受療証は手続き不要で、新しい受療証を7月末日ま

を受講できる学習サービス「gacco」
誰もが簡単にできる運動を集めたトレーニングプログラムなど、市民限定で無料サービスを提供しています。

利用方法

【STEP1】

本サービスのログインに必要な都城IDは、xIDというデジタルIDをもとに発行されます。



xIDの作成にはxIDアプリのインストール、スマートフォン、マイナンバーカード、マイナンバー署名用電子証明書の暗証番号（6桁以上）、メールアドレスが必要です。

【STEP2】



次のQRから都城ID作成・ログイン画面を開きます。xIDアカウントでログインをタップ。



でに郵送します。

①国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

同一世帯で、国民健康保険加入者（擬制世帯主含む）全員の令和6年度市民税が非課税である国民健康保険加入者

②国民健康保険限度額適用認定証
①以外の国民健康保険加入者で70歳未満の人、または70歳以上75歳未満で保険証負担割合が3割のうち、住民税課税所得690万円未満の人

●手続きに必要なもの

国民健康保険被保険者証や現在所有している認定証、マイナンバーカードなど個人番号が確認できるもの、運転免許証などの身分証明書
※代理人手続きの場合、代理人の身分証明書を持参ください。また、

【STEP3】

xIDアプリが開くので、事前に設定した暗証番号を入力する。



認証が完了したらプロフィールを設定して、登録完了！

スマイルみやこんじょを利用したいけど設定の仕方が分からない人は…



デジタル統括課 福元 昌美

本庁舎地下1階マイナンバーカードサポートセンター内で設定支援（9時～16時）を実施しています。気軽に相談ください。

問マイナンバーカードサポートセンター ☎23-2774

住民票が別世帯の人は、委任状が必要です

【後期高齢者医療】

後期高齢者医療限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証を持っている人で、対象となる人には、新しい認定証を7月末日までに郵送します。

後期高齢者医療保険料の納付

令和6年度後期高齢者医療保険料納入通知書を7月中に発送します。

- ・納付書または口座振替の期日までに納入ください。
- ・年金差し引きの人

保険料額の変更により、4・6・8月と10月以降の保険料の差が大きくなる場合があります。

12月2日に健康保険証がマイナンバーカードと一体化されます

今回交付する健康保険証は有効期限まで使用できますが、12月2日以降は新規交付や再交付はできません。マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、マイナポータルで事前登録が必要です。

マイナンバーカードを取得していない人は、「資格確認書」を医療機関などで提示して保険給付を受けることができます。資格確認書は、保険証の有効期限前に交付します。



マイナポータル